

山武市都市計画審議会議事録			
日 時	平成23年3月17日(木) 時刻：14:00～15:00	場 所	山武市役所第4会議室
議 事	(1) 山武市都市計画見直し(案)について (2) 『景観まちづくり』の取組みについて(案) (3) その他		
事務局	<p>1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事</p> <p>(1) 山武市都市計画見直し(案)について 山武市は平成18年の町村合併以来、5年が経とうとしております。この間、市域全体におきまして、市の行政システムが機能するようになり、生活及び経済活動の一つの圏域が形成されてきました。そのため、現在、旧町村ごとに決定されている都市計画区域を一つに統合し、山武市全体を一体の都市として捉えた上で、農林漁業との調和を図りながら、総合的に整備、開発及び保全していく必要がございます。このため、昨年度は、都市計画審議会をはじめ、多くの市民の皆様のご意見をいただきながら、山武市の都市の将来ビジョンをどのように描くかということで、「山武市都市計画マスタープラン」を策定してまいりました。その後、このマスタープランを踏まえて、都市計画区域の統合をはじめ、用途地域、都市計画道路など個別の都市計画の見直しについて、具体的に検討してまいりました。都市計画の見直しの検討にあたりましては、これまで千葉県や千葉県警察などの関係機関と事前の協議を行ってまいりました。今後も、国との協議が必要になりますが、このたび、県との協議がある程度進みまして、市としての原案がまとまってきましたことから、その概要についてご説明させていただくものでございます。それでは、まず資料1の1ページをご覧ください。今回の都市計画の見直し項目及び決定権者について、一覧表にまとめたものでございます。また、下の方には、参考としまして、別枠で旧町村ごとの都市計画の決定状況を示してございます。まずは下の別枠の方をご覧ください。あわせて右上に参考と書いております都市計画図をご覧ください。オレンジの太い線が現在の都市計画区域の境を示しております。九十九里海岸都市計画については、旧蓮沼村を区域としております。昭和46年度から県立蓮沼海浜公園の整備を始めるため、昭和46年に</p>		

蓮沼海浜公園が決定され、昭和 49 年に蓮沼公園線などの都市計画道路が決定されております。

次に、成東都市計画については、高度成長に伴い開発の波が押し寄せ、無秩序な住宅市街地の拡大が進んだことから、平成 7 年に都市計画道路及び用途地域が決定されております。

次に、山武都市計画については、同じような状況の中、平成 9 年に都市計画道路及び用途地域が決定されております。

次に、松尾都市計画については、成田空港関連の都市計画として、騒特法に基づく航空機騒音障害防止地区の決定をはじめ、都市計画道路及び用途地域が決定されております。また、平成 20 年には圏央道の関連で千葉東金道路松尾インターチェンジが決定されております。

これらの 4 つの都市計画は、決定の時期が異なっておりますが、その背景には、右肩上がりの人口・経済の動向、開発圧力による無秩序な市街地の増大に対応するものでございました。そのために、都市計画道路や用途地域を広範囲に決定しております。

松尾都市計画については、平成 13 年の決定と比較的新しいことから、他に比べてコンパクトな形で決定されております。

今回の見直しでは、1 点目として、4 つの都市計画の整合を図る必要があること、また、2 点目として、人口減少社会に対応した効率的な都市づくりを進めていく必要があること、この両方の観点から検討を行ってまいりました。

その結果、用途地域については、前回の決定以降、まとまった範囲での市街化の進展が見られる地区はなく、また、計画的な市街地整備事業の具体化が見込まれる地区も現時点ではないことから、今回は新たに指定しないという考え方でおります。

また、都市計画道路については、かつての大規模開発計画がなくなった箇所、あるいは、代替機能を果たせる道路が近くにある箇所については、規模の縮小または廃止を行うという考え方でおります。

今回の見直しは、まずは合併後の都市計画のベースを整えるとともに、成東駅南側の整備など事業が具体化している箇所について都市計画上の対応を行おうとするものでございます。

今後、市内の各地区におきまして、地区の整備計画が具体化した段階では、その都度、都市計画の変更を行っていくという考え方でございます。

上の全体の表に戻っていただきまして、まず、都市計画見直しの項目ということで、一番上ですが、都市計画区域の変更。これは 4 つの区域を一つに統合するものでございます。

都市計画区域の名称でございますが、ひらがなで「さんむ」都市計画区域とする案とさせていただきます。

次に、上から 2 つ目、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、

いわゆる都市計画区域マスタープランにつきまして、旧町村ごとの都市計画区域マスタープランを一つに統合する形で変更するものがございます。

都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の長期的視点に立って、都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。

昨年度策定した山武市都市計画マスタープランとの違いですが、市のマスタープランが、より地域に密着した観点から、各種の社会的課題への対応についての考え方を幅広く、かつきめ細かく記述しているのに対して、この都市計画区域マスタープランは、広域的、根幹的な観点から県が定めるものでございます。若干性格が異なります。

しかしながら、両方とも都市計画の基本方針となりますので、今回の都市計画区域マスタープランの案につきましては、現在ございます市の都市計画マスタープランと整合を図る形で作成しております。

その細かい内容につきましては、本日は割愛させていただきます。

1 ページの表の右欄に都市計画の決定権者として、市又は県となっております。

都市計画法に基づき、県決定の案件でも、市が原案を作成し、県に申し出を行い、市決定の案件と一緒に手続きを進めることとなります。

県が決定するのは、都市計画区域に関係するものと、航空機騒音障害防止地区、国道道に關係する都市計画道路、広域公園など、広域的な事案に関係するものでございます。

そのうち、都市計画区域及び国道に關係するものは、大臣の同意が必要となります。

このあたりの流れやスケジュールにつきましては、最後に説明させていただきます。

左側の見直し項目に戻りまして、上から 3 つ目、地域地区でございます。

いわゆる土地利用と言われるものでございます。

資料 1 の 2 ページ、土地利用計画（地域地区）という A3 の総括図をあわせてご覧ください。

1 つ目の用途地域の変更については、現在、旧の都市計画、成東都市計画用途地域とか松尾都市計画用途地域となっているのを、統合した形でさんむ都市計画用途地域というように、冠の名称を変更するのが 1 点。

もう 1 点は、都市計画道路の変更等に伴い、区域の境が若干ですが変更となるものでございます。

2 ページの図の真ん中から下あたり、成東駅の南側の部分 3 箇所でございます。

表に戻りまして、2 つ目は、航空機騒音障害防止地区の変更でございます。

総括図の左上のところに、赤い線の先端が食い込んだような形になっ

ている部分でございます。

これも冠名称が変わることから変更となるものです。

成田空港の発着回数が 30 万回に増えることに伴いまして、「成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」がこの 3 月 4 日に変更されまして、新たな騒音コンター、コンターとは騒音のレベルを結んだ線ですが、この騒音コンターが山武市においては変更がないことから、今回の都市計画変更は名称変更のみとなります。

1 ページの表の上から 3 つ目は、特定用途制限地域の決定です。

これは平成 12 年の都市計画法の改正により新たに設けられた制度でございます。周辺環境の悪化をもたらすような建築物を規制いたします。用途地域と違いまして、建築物の用途（種類）のみを制限するものでございます。

建ぺい率は 60%、容積率は 200% で形態規制は変わりはありません。指定する箇所は、2 ページの総括図の青の枠で示した部分でございます。

1 つは図の右上、九十九里沿岸で用途地域が指定されていない蓮沼地域。

もう 1 つは図の下の方、国道 126 号の成東地域から東金市境までの沿道の地区でございます。

次に、1 ページの表ですが、大項目の都市施設ということで、1 つ目は、都市計画道路の変更でございます。

資料 1 の 10 ページ、A3 カラーの道路網図をあわせてご覧ください。

今回の都市計画道路の見直しの基本的な考え方としましては、すべての道路を都市計画道路のネットワークとして結ぶのではなく、既存の国県道や市道と連携して、必要な箇所のみ都市計画道路として位置付け、全体として道路ネットワークの形成を図るという現実的な考え方を基本とするものでございます。

また、大規模開発計画を前提として決定された路線、これは 10 ページ、変更後の図面の中の黄色で示した箇所ですが、作田川沿いを通る新町和田線、それと成東高校の横を通る宮前板附線について、廃止をさせていただきたいと考えております。

それ以外の路線につきまして、一部変更の箇所がございますが、長期的視点に立って計画には必要な路線であるとして、引き続き、都市計画としての位置付けを行ってまいります。

なお、成東駅周辺の整備方針に沿って、駅南側の都市計画道路・成東駅南口線と関連する箇所につきましては、今回の全体見直しに含めて都市計画の変更を行う予定でございます。

また、駅北側の都市計画道路及び駅前広場につきましては、事業の実現性が見込まれ、土地利用計画が具体化した段階で見直すこととし、今回はそのまま存置するという対応したいと考えております。

別添の A3 一枚で右上に参考と書いた都市計画図がございます。

ここに整備中あるいは整備済の区間を示しております。

赤が未整備、緑が整備中、黒が整備済の区間となっております。

小さくて見づらくなっておりまして、大変申し訳ございません。

市内の都市計画道路の総延長は約 55Km ですが、整備済の延長は約 9Km で整備率としては約 17% となっております。

暫定 2 車線で整備済の蓮沼公園線の蓮沼区間約 4 Km を入れても整備率は約 24% と整備の進捗が遅れている状況でございます。

都市計画道路の多くは県道に係りますので、今後とも県とともに整備促進を図っていきたくと考えております。

1 ページの表の一番下、最後になりますが、都市計画公園の変更でございます。これは蓮沼海浜公園です。九十九里海岸都市計画公園とあるのをさんむ都市計画公園というように、これも冠の名称の変更でございます。

以上、概要についてご説明させていただきました。

引き続き、補足説明をさせていただきます。

最初に用途地域の変更についてご説明いたします。

都市計画道路の変更に伴う用途地域界、3 箇所の変更となります。

後方のスクリーンをご覧ください。1 箇所目は成東駅前広場区域の変更により近隣商業地域の一部を第 1 種住居地域への変更となります。

2 箇所目は都市計画道路津辺富口線の交差点区間の区域変更に伴い第 1 種中高層住居専用地域の一部を第 1 種住居地域への変更となります。

3 箇所目は成東都市計画道路新町和田線の廃止に伴い近隣商業地域の一部を第 1 種住居地域への変更となります。

なお、都市計画道路等の変更に伴い自動的に区域の変更を行うもので、用途地域そのものを見直すものではありません。

つづきまして、特定用途制限地域の決定についてですが、資料が変わりますが A4 版の参考資料 1 - 1 「特定用途制限地域の決定について」をご覧ください。

2 ページ以降の基本的な考え方をご説明します。

基本的な考え方として、蓮沼地域の主要地方道飯岡一宮線沿道及び姫島、成東地区の国道 1 2 6 号沿道は、用途地域の指定基準や他の法令との関係から用途地域が指定されていないが、市街地との連担性や地域の立地特性などから、市街化が懸念される地区であります。用途地域外であっても地域の良好な環境の形成、保持に向け、この地域の特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう指定するものであります。

最初に、住環境保全地区、観光レクリエーション地区の指定内容についてご説明いたします。資料が変わりますが A3 版の資料 1 の 3 ページをご覧ください。

また、合わせて後方のスクリーンをご覧ください。

本地区は、蓮沼地域の主要地方道飯岡一宮線沿道に位置し、観光関連

施設や住宅等が立地しており、本市の都市計画マスタープランで、住環境の保全とともに、観光、レジャーに対応する民宿や別荘等の立地に対応した土地利用を図る地域としております。

そこで、本地区については、これらの土地利用の形成、保持を図るため、主要地方道飯岡一宮線の沿道地区を対象に、特定用途制限地域を指定いたします。

まず、住環境保全地区につきましては、既存の住環境を保持するため、これらの環境にそぐわない建築物の立地を制限するものです。用途地域で言うと、第1種住居地域と同じ制限になります。

続きまして、観光レクリエーション地区については、蓮沼海浜公園に近接する地区で、宿泊施設や商業施設が立地していることから、今後も蓮沼海浜公園と一体となって、観光レクリエーションの環境を維持、増進するとともに、既存の住環境を保全する為、これらの環境にそぐわない建築物の立地を制限するものです。用途地域で言うと、第2種住居専用地域と同じ制限になります

続きまして、国道126号沿道サービス地区について、ご説明いたします。現在見ております資料の8ページをご覧ください。

また、合わせて後方のスクリーンをご覧ください。

本地区は、姫島、成東地区の国道126号沿いに位置し、沿道において商業施設等の立地、後背地において住宅の立地が進んでおります。また、都市計画マスタープランでは、沿道サービス機能と居住環境を良好な環境で維持する地域としております。

そこで、本地区については、交通利便性を活かした沿道環境を維持、増進するとともに、後背地に形成されている住環境の保全をするため、特定用途制限地域を指定し、当該地区の環境にそぐわない建築物の立地を制限するものです。

用途地域で言うと、準住居地域と同じ制限になります。

続きまして都市計画道路の変更についてご説明いたします。

再度資料が変わりますが、お手元の資料の10ページ及びA3版の参考資料1-2「都市計画道路の変更について」をご覧ください。

また、合わせて後方のスクリーンをご覧ください。

なお、路線の統合、路線番号・名称の変更、車線数の決定等の軽易な変更内容については説明をばぶかせていただきます。

の成東都市計画道路3・4・7宮前板附線、成東都市計画3・4・10姫島宮前線につきましては、宮前板附線の一部区間を廃止すると伴に、姫島宮前線に統合し3・5・10姫島宮前線とし、あわせて幅員の縮小変更を行います。

変更理由といたしましては、一部廃止する宮前板附線については、大規模開発計画、これは、成東町が都市計画決定する際に、つくもニュータウンという構想で人口規模2,800人の開発の申請があった訳です

が、これが景気の後退等により、事業が無くなったと言うことで、発生する交通量を見込めなくなったためです。

それと合わせて、宮前板附線の一部を姫島宮前線に統合し東金都市計画道路とのネットワーク化をはかるとともに、沿道環境の変化と歩行者の減少等により、幅員16mで決定しているものを東金都市計画道路に合わせて12mへ縮小変更を行います。

続きまして、成東都市計画道路3・4・9新町和田線につきましては廃止といたします。

廃止の理由といたしましては、成東都市計画決定時に、成東駅北側の大規模面整備が計画されておりまして、これが人口規模8,000人の市街地計画だった訳ですが、その際に、鉄道の南北を連絡する道路として決定、その後、大規模面整備がなくなった事、本路線に並行している主要地方道成東酒々井線が市道により国道126号に接続されたことにより代替機能が確保されることから廃止いたします。

続きまして、山武都市計画道路3・5・6埴谷日向台線につきましては、これも代替機能路線が出来ることにより一部区間を廃止し、また、一部区間の線形の変更を行います。

変更理由といたしましては、市道・白玉戸田線の道路改良が進められており、本路線の代替機能を有することから、この区間を廃止します。

続きまして、参考資料1-2の3ページをご覧ください。

また、合わせて後方のスクリーンをご覧ください。

成東都市計画道路3・2・1成東駅南口線につきましては、整備を見据えて30mで決定している幅員の縮小及び線形の変更をします。また、本路線の起点にあります駅前広場の一部区域の変更をあわせて行います。

変更理由といたしましては、当初面整備計画に伴い決定いたしましたのが、その後の状況の変化により面整備が困難となったこと。また、都市計画マスタープランにおいても整備を進めることとしている訳ですが、地域の実情や現況を考慮し、標準的な幅員で整備を行うため、幅員、線形及び駅前広場の区域の変更を行います。また、あわせて本路線が接続する都市計画道路国道126号及び津辺富口線の交差点の区域変更を行います。

以上で用途地域、特定用途制限地域、都市計画道路の説明を終わらせていただきます。

最後にスケジュールについてご説明いたします。

参考資料1-3をご覧ください。

今後は、表の一番上にあります国や2番目にあります県と協議調整を行ってまいります。

また、協議調整が整いました後は、県と市とで歩調を合わせながら、素案の縦覧、公聴会、案の縦覧などを行い、住民等の意見を聴きながら

<p>会長</p>	<p>案を確定してまいります。</p> <p>さらに、平成 23 年 2 月頃を目途に、県決定案件については県の都市計画審議会、市決定案件については市の都市計画審議会の議を経て手続きを進めてまいります。</p> <p>手続きの完了となります決定告示につきましては、来年 3 月末を目途としております。多少来年の 4 月以降にずれ込む可能性もございますが、現時点ではこのようなスケジュールで進めていきたいと考えております。</p> <p>以上で、事務局からの説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今の説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、今後、都市計画見直し（案）のとおり、都市計画見直し事務を進めていただきたいと思います。</p> <p>これで、「山武市都市計画見直し（案）」を終わらせていただきます。</p> <p>続いて、「『景観まちづくり』の取組みについて（案）」を議事といたします。事務局より、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>（２）『景観まちづくり』の取組みについて（案）</p> <p>資料 2 をご覧ください。</p> <p>景観につきましては、県内では茂原市、香取市など既に 13 の市が景観行政団体となって景観づくりに取り組んでおります。スクリーンの緑に塗られた市町村でございます。この他に、鎌ヶ谷市、袖ヶ浦市、御宿町、大網白里町も現在、景観行政団体への移行を進めている状況となっております。</p> <p>本市におきましても、景観に関する機運が高まってきております。</p> <p>昨年 7 月には景観セミナー、スクリーンにもございますが、約 80 名の方が内外から集まりました。</p> <p>また、今年 2 月には景観まちづくりフォーラム、約 100 名の方が集まり活発な意見交換を行いました。これらが市内で開催されました。</p> <p>また、庁内でも若手職員をはじめ活発な意見交換を行ってきております。</p> <p>山武市にはご存知のようにたくさんの景観資源がございます。</p> <p>しかしながら、近年、幹線道路沿いの広告物や建築物の外壁等の派手なデザイン・色彩により市街地景観が悪化したり、無秩序な開発により</p>

まして、郊外の自然景観が損なわれるといった状況が徐々に生じてきております。

2枚目の参考資料で申し上げますと、写真の丸で書いたものが、すばらしい景観資源だと思うのですが、参考資料の右の下の方にある三角はいかがなものかということで、ここに掲げてあります。

市としましては、市の財産である景観を保全し、あるいは磨いて一層輝くものとするために、市民とともに山武市の景観を考え、取り組んでいきたいと考えています。

また、景観法に基づく景観計画やあるいは景観条例といったものについて、こういったものを視野に入れて、市民参画のもと、時間をかけて検討していきたいと考えております。

景観は、市民協働による作品だと言われております。

景観の取組みが、地域コミュニティやあるいは郷土愛を育むといった様々な効果をもたらすものと期待されます。

取組みにあたりましては、景観法による景観行政団体となることが第一歩となります。

具体的な取組みにつきましては、引き続き市民や議会、あるいは都市計画審議会のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

本日、こういった進め方に御賛同いただけましたら、速やかに千葉県に景観行政団体となるための協議を行いまして、年度内に県の同意を得たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

会長

ただいま、事務局から説明が終わりましたが、本件について、何か、ご意見、ご質問はございますか。

委員

景観行政団体に山武市が移行するということになれば、条例で県よりも厳しいものができる可能性がありますね。景観、景観といわれていますが、いわゆるこの前のマスタープランでも、里山だとか、生垣だとかいわれていますが、これらを維持管理するための市からの補助とかがなければ、林業なども衰退しているので、その辺も考えていかなければいけないのではと思う。

県よりも厳しい景観条例を制定するとなると、山武市はどんどん人口が減少していくのではないかと思う。

あと一点。景観行政団体の中に、土地区画整理事業も含まれますよね。千葉市のおゆみ野の区画整理もその中で行われていると思いますけど。

今までは、駅の周辺は商業地区と思っていたのですが、今、八街市の駅の北側地区は住居なんですよ。駅から100メートルぐらいのところに建売住宅が建っている。山武市も駅が3つもあるので、景観行政団体になるのであれば、その辺の開発も含めて考えていただきたい。

配布資料をみると、里山とか屋敷林とかが強調されているが、人口増加を考えるような施策が必要ではないかと思う。

事務局	<p>まず条例について、千葉県は景観行政団体にならない市町村に対して、県全体でかけるようになりまますので、地域の実情が網羅されている訳ではなく、なるべく問題にならないように簡単にかけるということになります。</p> <p>景観行政団体になることによって、これから市民の皆さんと市の景観をどうしようか、景観まちづくりをどうしようか、ということ議論しながら、一番山武市に合った規制内容などを皆さんの意見を受けながらすすめていきたいと考えています。</p> <p>単純に規制内容が厳しくなるとか、緩くなるとか、今の段階ではどういう形になるかはわかりません。皆様の意見を受けながら、進めていきたいと考えています。</p> <p>都市計画法ですとか、建築基準法でも、ある程度の規制はできますけれども、デザイン・色彩に関しましてはむしろ、まち全体をどういう風に景観を保全していくのかといったものに立脚して、考えていく必要があるかと思えます。</p> <p>景観をどう考えていくのか、その上でどういう規制をどういうレベルで、これは必要ないのではないかとということも含めて色々な議論をしながら、景観計画、条例を定めていく必要があるのだらうと考えております。</p> <p>景観行政団体になることによって、屋外広告物条例を市独自で定めても良いとありますので、この場合は県よりきつくなるということですが、これも景観法の中で、それはいいですよということになっています。その辺を今後どこまでやるかということは、時間をかけて議論していくべきと考えます。</p> <p>それと山武市の景観というものを規制という観点だけではなく、皆さんで守り、育てていくという色んな市民活動がございます。これに光をあてて、評価して行って、誇るべき地域という状況をつくりあげていくことが、定住の促進にもなると思えます。このふるさとはずばらしいんだということで、外に出て行こうという方達を食い止める一つの動機づけにもなるのではないかと。あるいは外から見た場合に、山武市は景観に対してこれだけ取り組んでいるんだから、住む価値があるなという風に思ってもらえればよいと思えます。確かに受け皿を用意しなければいけないんですが、そういう受け皿を整える一方で、市が景観に対して取り組んでいるということがイメージアップにつながり、定住を促進するよう今後も引き続きハードとソフトの施策を組み合わせながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>山武市が美しい住みよいまちであって欲しいと考えます。</p> <p>河川改修も大分すすんできて、境川・作田川もきれいになってきていますけれども、作田川の堤防はあのままなのではないでしょうか。昔は桜が咲いていてきれいだったが、今は見た感じ殺伐としている感を受けました。</p>

事務局	<p>二級河川なので県の管理になりますが、もともと作田川には桜が植わっていて、非常に景観も良かったということで山武市桜の会なども、そういった景観を復活したいという気持ちで活動されているということです。</p> <p>ただ、県と協議する中では、堤体に影響を与えるので堤防に桜を植えてはならないというのが、技術基準として通知されているということです。直接堤防に植えるのは、まずは人命と財産を守るという観点からは、県に協議しても難しいのではないかと思います。本来の堤防の断面に更に土を盛って、そこに桜を植えるという分には桜堤事業といいまして、これは認められています。ただ、田んぼですとか余計に用地が必要となりますから、なかなか難しい部分もありますが、作田川の中でも植えられる場所について、県に桜の会と一緒に、河川改修後の堤防に植えるというのは、なかなか難しいでしょうけれども、どういった所に植えられるのかということは、県と協議しているところです。</p>
委員 事務局	<p>景観計画区域は山武市全域ということになるのでしょうか。</p> <p>どこを区域にするのかということも、今後検討していく課題だと思っております。山武市の場合ですと様々な景観があるものですから、ある箇所のみを景観の対象区域とするということよりも、丘陵から海浜地帯まで、それぞれの個性的な景観を保全していくべきだろうと基本的に考えています。市内全域を景観計画区域とするようなことで考えております。</p>
会長	<p>市原市なども、海から養老溪谷までであるのですが、市内全域を景観計画区域としております。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>先ほど課長がおっしゃった地域市民活動ですとか、地域コミュニティからのまちづくりの声が一番大事でして、景観法は非常に良い法律ですが難しく両刃の剣という所がありまして、すでに景観条例を施行しているほとんどの市が、色彩の規制のようなことばかりやっているんですね。</p> <p>規制する法律ではなくて、むしろ自分たちの道具として使い切るのが一番良い法律なので、地域から挙がってきた、こういうまちにしたいというような希望を自分たちで決められるという所が景観法の一番良い部分ですから、是非短期間にバタバタと条例化するのではなくて、本当に市民の中に、地域づくりの機運を盛り上げる、景観の議論を盛り上げる、そういう景観行政団体になって欲しいと考えます。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>他に質問がないようでしたら、「景観まちづくりの取り組みについて」を終わらせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、予定された議事は終了いたしました。</p> <p>続いて、その他としてあるようですので、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	す。 特にございません。
会長	それでは、これで山武市都市計画審議会を閉会いたします。 短時間ではございましたが、ご協力ありがとうございました。
	以上